

## 岐阜県地域防災力向上推進事業費補助金交付要綱実施細目

### 1 総則

この細目は、岐阜県地域防災力向上推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

### 2 補助事業者

要綱第1条の補助事業者は、岐阜県内に所在する自治会及び市町村に限るものとする。

### 3 補助事業等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の期間は、交付決定日から当該年度の2月末日までとする。

### 4 補助金の交付手続

- (1) 補助金の交付申請は、要綱第3条の規定により行う。
- (2) 要綱第3条第2項の交付申請書（要綱別記第1号様式）に添付する書類は、以下のとおり。
  - ①事業実施計画（自治会用又は市町村用）（別紙様式1）
  - ②収支予算書（別紙様式2）
  - ③積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
  - ④事業内容を補足する資料（企画書、仕様、図面等）
  - ⑤事前着手届（該当する場合）（要綱別記第2号様式）
- (3) 補助事業者（市町村を除く。）は、連携して事業を実施する市町村防災担当部局を経由して、県に交付申請書を提出するものとする。また、市町村長は、交付申請書と併せて副申書（別紙様式3）を、知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付の目的が達成できることを確認するとともに、副申書で示された優先順位を踏まえ、補助の対象団体及び補助額を決定する。なお、補助の対象については、原則、各市町村1団体とする。
- (5) 前項の規定に基づき補助の対象を決定した場合は、補助事業者に補助金交付決定通知書（別紙様式4）によりその内容を通知する。

### 5 補助事業の表示等

- (1) 補助事業者は、当該補助金を受けて普及啓発活動等を実施した旨をポスター、チラシ、パンフレット、広報誌等に表示するものとする。
- (2) 表示に要する経費は、補助対象経費とする。

### 6 実績報告

- (1) 補助金の実績報告は、要綱第9条の規定により行う。
- (2) 要綱第9条第2項の実績報告書（要綱別記第8号様式）に添付する書類は、以下のとおり。
  - ①事業実施状況（別紙様式5）
  - ②収支決算書（別紙様式6）及び経費支出管理表（別紙様式6別添）
  - ③会計帳簿等の写し
  - ④支出に係る請求書及び領収書の写し
  - ⑤事業の実施状況を確認できる書類（事業の成果物（広報物、報告書）等）

(3) 要綱第9条第3項の知事が別に定める提出期限は、当該年度の2月末日までとする。

#### 7 補助金の額の確定

知事は、実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを補助金等履行確認調書（要綱別記第9号様式）により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別紙様式7により通知する。

#### 8 補助金の交付時期等

- (1) 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事に補助金交付請求書（要綱別記第10号様式）を提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、既に概算払により交付された補助金の額が確定した交付すべき補助金の額を超える場合にあっては、その超える補助金の額について知事に返還しなければならない。

#### 附 則

この細目は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。